

物価高騰対策

全町民1人当たり1万円分の生活支援商品券を発送します



長引く物価高騰に伴い、生活全般に影響を受けている町民および町内事業者を支援するため、町民1人当たり1万円分の生活支援商品券を発送します。

対象 令和8年1月1日時点で町に住民登録があり、商品券発送日まで引き続き住民登録がある人

商品券内容 町民1人当たり1万円分の商品券

商品券内訳 500円券×20枚

▷共通券：加盟店全てで使える券（ピンク色）14枚

▷小型店専用券：大型店以外で使える券（青色）6枚

発送日 2月上旬から順次発送予定

※「ゆうパック」で1人につき1通配達します。（世帯で1通ではありません。）

利用可能店 利用できる店舗は、今号に折り込んでいるチラシを確認してください。

※商品券の表紙にも利用できる店舗が確認できる二次元コードを印字しています。

利用期間 3/1回～6/30回



Q. 自分にいつ届くのか教えてほしい。

A. 全町民へ配達するため、配達件数が非常に多くなっています。順次配達していますので、正確な配達

日は回答できません。そのため、役場・郵便局への個別の問い合わせは控えてください。

Q. 他の人には届いているのに、自宅に届いていない。
不在票も入っていない。

A. 商品券をできるだけ多くの人に早く届けるために、2月の初回配達分については不在票を投函していません。3月以降に再度配達します。不在の場合には不在票が投函されますので、再配達の依頼を行って、受け取ってください。

Q. ポストに入れておいてほしい。置き配してほしい。

A. 商品券のため、原則対面での配達となります。郵便配達員から直接受け取ってください。

Q. 4人家族だが、1人分だけ届いていない。

A. 以下の場合など、一部郵便局で配達できないケースがあります。詳しくは問い合わせてください。

【配達できないケース】

▷郵便局に水巻町外への転送届を提出している場合

▷住民登録がある住所と郵便局の把握している住所が一致しない場合など

Q. 郵便局での保管期限が過ぎてしまった。

A. 保管期限が過ぎた商品券は役場産業振興係で保管しますので、使用期限内に受け取りに来てください。

問 役場産業振興係

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

令和7年12月1日に民生委員・児童委員の一斉改選が行われました。任期は令和10年11月30日までの3年間となっています。

民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな生活上の困りごとや心配ごとにに関する相談を聞き、必要な支援を受けられるよう、行政や専門機関へつなぐ橋渡しとしての役割を担っています。また、高齢者・障がい者・子育て世帯の見守りや安否確認などを行い、地域の福祉を担うボランティアとして活動しています。民生委員は児童委員を兼ねていて、子どもに関する問題を専門的に担当する「主任児童委員」もいます。



気軽に相談してください

民生委員・児童委員には皆さんに安心して相談してもらえるよう、法に基づく「守秘義務」があります。地域の皆さんから受けた相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した活動を行っていますので、心配ごと・悩みごとがある場合は気軽に相談してください。

住んでいる地域を担当している民生委員・児童委員に相談したい場合は、生活支援係に問い合わせてください。

問 役場生活支援係

3月8日㈰は 環境美化の日



(問) 役場環境係

町内一斉清掃を行います。詳しい手順は各自治会で確認してください。

※側溝の清掃、公園の除草や枝の剪定などを行う場合は、必ず自治会に届けてください。

※当日は自治会配布のボランティア袋を使います。

※「もえるゴミ」は通常のごみ収集日に、「枝・側溝の土砂」は後日回収します。

※枝と草は必ず分けて袋にいれてください。

※少雨決行、荒天中止。延期はありません。

ごみの種類	袋の色	回収場所
もえるごみ	ピンク	ごみステーション
もえないごみ	青	
ビンカンごみ	透明	
枝	透明(大)	各自治会指定の回収拠点
草	透明(大)	

農業を支え導いてくれる 農業委員を募集します



任期満了に伴い、水巻町農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します。あなたの知識を、町の農業に生かしてみませんか。

対象 農業に関する深い知識を持ち、農地利用の最適化推進などの職務を適切に行える人

任期 7/20㈪から3年間

募集人数(選考)

▷農業委員 11人

▷農地利用最適化推進委員 2人



報酬 条例に基づいて報酬と交通費を支給

応募方法 役場産業振興係窓口・町公式ホームページで募集要項を確認の上、申請用紙を記入して提出してください。なお、農業委員と推進委員の両方に申し込むことも可能ですが、兼務はできません。

募集期限 3/10㈫

(問) 役場産業振興係

ごみの減量化に 取り組もう!

町の環境情報を発信
環境station

公式LINEや町HPで
地区ごとのごみカレンダー
が確認できます!

町民1人当たりの、遠賀・

中間リレーセンターへのごみの年間

搬入量は約260kgとなり、5年間で約34kg減少しました。ごみ削減により焼却などによる環境負荷を減らし、地球温暖化対策の一環となります。小さな行動も一人一人が取り組むことで大きな削減になります。

▷食品は買い過ぎない。作り過ぎない。食べ切る。

▷地域の資源物回収活動などを活用し、古紙やビン・缶などをリサイクルしましょう。

▷ダンボールコンポスト・電動生ごみ処理機で家庭の生ごみを削減しましょう。これらを購入する場合、要件を満たせば補助金が交付されます。

▷役場などの公共施設では古着・廃食用油などを回収しています。また、拠点回収ボックスではペットボトル・紙パック・食品トレーを回収しています。

(問) 役場環境係

2年で約16,000円お得に 国民年金前納制度

国民年金には、保険料をまとめて納めることで割引となる「前納制度」があります。また、「口座振替」を併せて申し込むことで、割引額がさらに大きくなります。

【口座振替の場合】

前納期間	割引額
2年前納(4月～令和10年3月)	1万7,370円
1年前納(4月～令和9年3月)	4,510円
6ヶ月前納(4月～9月)	1,220円

【納付書またはクレジットカード払いの場合】

前納期間	割引額
2年前納(4月～令和10年3月)	1万6,010円
1年前納(4月～令和9年3月)	3,820円
6ヶ月前納(4月～9月)	870円

申請期限 2/27金

持ってくるもの

①基礎年金番号のわかるもの

②通帳印、通帳またはキャッシュカード

③クレジットカード

※②は口座振替の場合のみ、③はクレジットカード払いの場合のみ、必要です。

(問)

▷役場保険年金係

▷ハ幡年金事務所☎ 631-7966

みんなで見守り、防ごう

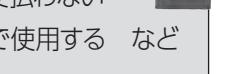
高齢者虐待

高齢化が進んだ近年、介護の需要が高まる一方で、高齢者の虐待と思われる事案は増えています。高齢者と家族がともに健やかに暮らせるよう、高齢者虐待について正しく理解し、高齢者虐待を未然に防ぎましょう。

問 役場包括支援係

【表1】養護者による虐待の分類と内容

身体的	▷殴る・蹴る・つねる ▷本人に向けて物を投げつける ▷無理やり食事を口に入れる ▷体を縛り付ける など
放棄・放任	▷世話をしない ▷病気の状態を放置する ▷同居人などによる暴力を放置する など
心理的	▷怒鳴る・無視する・嫌がらせをする ▷高齢者を子どものように扱う など
性的	▷性的な嫌がらせをする ▷裸にして放置する ▷人前でオムツを交換する など



65歳以上の人に対する「養護者」
（高齢者を現に養護している家族・
親族・同居人）または「養介護施
設従事者等」が行う【表1】によ
うな行為が虐待にあたります。

高齢者虐待とは？

県内の高齢者虐待の現状

令和6年度の養護者による虐待
に関する相談・通報件数は141
件、そのうち虐待と判断された
件数は50件です。また、養介
護施設従事者などによる虐待に
関

高齢者虐待防止法では、虐待に 気が付いた人は、市町村に通報義 務（または努力義務）があること が規定されています。早めに対処 することで深刻な事態を防止する ことができます。	【表2】を参考に、「もしかして 虐待かも」と思われる状況を見た り聞いたりしたときは、たまらわずに 相談・通報してください。
--	---



虐待に気付いた人には 通報義務があります

する相談・通報件数は117件、
そのうち虐待と判断された件数は
52件です。

このような相談・通報は、個人
情報の漏洩にはあたりません。
また、相談・通報の秘密は守ら
れます。

一人で悩まず相談を

高齢者の介護は長期間にわたる
ことが多く、心身ともに疲れ追い
詰められてしまう人は少なくあり
ません。
また、認知症や障がいなどの病
気や症状を正しく理解できていな
いことから、虐待へつながってし
まうこともあります。
一人で抱え込まず早めに周囲や
専門機関に相談しましょ。

相談窓口

役場包括支援係・高齢者支援係

☎ 201-4321

平日8時30分～17時15分

※緊急時は受付時間外でも対応します。

●高齢者虐待の通報・相談フォーム
右の二次元コードを読み込んで
必要事項を入力してください。



https://www.town.mizumaki.lg.jp/form/dv_form/02.html



いちょうの湯

温泉に浸かりながら
転ばぬ先の筋肉を
鍛えませんか？

A. 自然と外に出るきっかけになりました。顔見知りの人と話すのも楽しみのひとつです。

A. お湯が熱すぎず、丁度良いです。お湯が柔らかくて気に入っています。

Q. いちょうの湯を利用したことがない人へひと言。

A. 体を温めることは大切なことで健康に良いので、利用してほしいですね。温まるし、休憩スペースもありドリンクも豊富に扱っていて、素晴らしい施設です。

A. 長寿の湯では、お湯に浸かりながらトレーニングができるので、とても気持ち良いです。少し体が軽くなりました。

A. 足つぼロードが露天風呂の

Q. いちょうの湯の好きなところはどこですか？

Q. 今日は、よくいちょうの湯を利用している町内在住の人たちにお話を聞きました。

Interview



町の天然温泉を 身近な場所に



いちょうの湯は、通い慣れた人や久しぶりの人、そして初めての人も安心して利用できる施設です。

温泉には

- ① 体を温め、血行を良くする
 - ② 筋肉や関節のこわばりを和らげる
 - ③ 気分転換や人との交流につながる
といった効果が期待できます。

「利用券をもらったまま、しまい込んでる」という人こそ、ぜひ一度利用してください。久しぶりの外出や健康づくりのきっかけにもなりますよ。

この広報紙は
再生紙を
使用しています



さんが輝いていて、撮影するのが楽しかったです。二十歳、人生の一つの区切りですね。参加した人もそうでない人も、それぞれの道に向かって大きく羽ばたいてほしいなと思います。◆新春クイズへの応募ありがとうございました。メッセージや絵、一つ一つ拝見しました。はがき以外に、メールで温かいメッセージをくれる方もいて、とても励みになっています。(吉川)

忘れてはせんか?
利用券

高齢者の健康増進・介護予防を図り、生きがいのある生活を支援するため、「健康推進施設体験事業利用券はがき」を8月下旬に送付しています。利用期限を過ぎると無料体験できませんので、早めに利用してください。紛失した場合は、役場高齢者支援係(10番窓口)まで気軽に連絡してください。

【無料券について】

対象 町内に住む70歳以上の人(令和7年8月1日現在)

内容 水巻天然温泉「いちょうの湯」での入浴体験
利用方法 体験時に利用券を提示してください。

詳しくは、利用券を確認してください。

利用期限 3/31 灰

問 役場高齢者支援係

■寒さが一段と厳しくなる季節、温泉の心地よさがいつそう身に染みます。冷えた体を優しく包み込む湯のぬくもりは、日々の疲れを和らげ、心までほっとさせてくれます。湯気の向こうに広がる静かな時間は、忙しさの中でつい忘れがちな、自分を整える大切さを思い出させてくれるようです。寒い冬だからこそ味わえる温泉の良さは、暮らしの中のささやかな楽しみの一つです。（松崎）

■二十歳のつどいを取材しま

編集後記